# 令和2年度第12回農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和3年3月12日(金) 午後1時30分から午後4時30分
- 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室
- 3. 出席委員 (23名)

会 長	4番	濱	田		香	会長職務代理者	6番	田	渕		緑
委 員	1番	安	東	和	彦	委 員	14番	福	安		修
"	2番	村	田	幸	範	IJ	15番	上	田	壽	
"	3番	河	毛	早	苗	IJ	16番	藏	内	敏	博
"	5番	下	田	義	男	IJ	17番	砂	JII	重	雄
"	7番	建	部	憲	$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	IJ	18番	依	藤	利	_
"	8番	Ш	上	信	温	IJ	19番	竹	森		潔
"	9番	猪	口		実	IJ	21番	柳	田	和	廣
"	10番	福	田	克	彦	IJ	22番	石	谷		隆
"	11番	中	村		精	IJ	23番	加	藤		修
"	12番	福	田	淳-	一郎	IJ	24番	岩	永	正	司
"	13番	Щ	田	準	<u> </u>						

4. 欠席委員 (1名)

委員 20番 香川 恵

- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議事

議案第	6 9	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	7 0	号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	7 1	号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	7 2	号	非農地証明について
議案第	73	号	鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第	7 4	号	下限面積(別段の面積)の設定について
議案第	7 5	号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	7 6	号	鳥取市農用地利用配分計画について
: 0 ±0.4	- <del></del>		

# 第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地の形状変更届出書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 6. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

### 8. 会議内容

開会:午後1時30分

議 長

定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第12回農業委員会総会を開会します。 まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は 成立しております。

次に、議事録署名委員には、15番 上田委員、16番 藏内委員を指名します。では、 議事に入ります。議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

整理番号54番につきましては、鹿野町宮方地内の田1筆、2,385㎡を売買により 所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から1km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は79アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員

担当推進委員と現地を見て回りました。(申請地は) 現在も耕作してありまして、現状で売買されるので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議

長

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号54番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号55番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号55番につきましては、河原町高福地内の田1筆、2,975㎡を売買により 所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から6km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積 50 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 74 アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議長では、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員

この案件は、農家相談(会)で、出られた案件です。そこで、なんとか耕作する人、または、タダでも良いから何とかしてくれという相談がありました。探しましたところ、譲受人が買ってもいいよということになりまして、チェックシートに基づきまして、なんら問題はありませんでした。それから、農機具等も皆、トラクターもコンバインもあり、田植え機もあって問題はありませんでした。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号55番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号56番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号56番につきましては、河原町山手地内の田2筆、計1,700㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積 50 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 62 アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員

この田んぼは、譲渡人が去年まで耕作されておりまして、今年はもう作れないから何とかして欲しいということで、隣の田んぼの人に話があって買うということになって売買が成立したものです。譲受人もちゃんと耕作されて、トラクター、田植え機、コンバインとしっかり持っておられて、今現在耕作されておられます。チェックシートの方においても何ら問題がありません。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長

では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号56番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号57番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 月

整理番号57番につきましては、国府町中郷地内の田3筆、7,759㎡を売買により 所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積 50 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 294 アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

藏内委員

3月5日に担当推進委員、事務局、譲渡人と譲受人の娘婿さんと現地確認をいたしました。譲渡人は、国府町中郷地区に住んでおられ、現在、大病の後、歩くのもゆっくりゆっくりでないとダメということで、近いうちに息子さんのいる他県に転居されるという予定のようです。そういうことで、農業を続けられないということでございます。

譲受人は同じ地区内で、稲作を営んでおられます。売買による所有権移転で経営規模の 拡大をされるものです。

農機具はトラクター、田植え機及びコンバインを各1台所有されておられて、自宅横の 倉庫に保管されているのを確認いたしました。耕作は主に譲受人と娘さん夫婦でされると いうことですけども、面積が多いので、会社経営をされておられて従業員の方も手伝って くれるということを確認しております。

申請地は3筆とも、いずれも自宅から200m以内のところにあります。申請地は耕作放棄地や無断転用地ではなく、現状のように水田として利用される予定であり、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号57番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号58番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号58番につきましては、青谷町青谷地内の田1筆、347㎡を贈与により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は153アールとなり、 要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

竹森委員

3月4日に事務局職員1名、推進委員1名と譲受人と現地確認しました。譲渡人と譲受人は分家と本家の関係で、分家が本家に贈与するという方法をとっています。申請地は広い道路と畔道に囲まれた耕作条件の良いコンクリートで畔を敷いた一般的な長方形の田です。譲受人は、相当の田畑を所有しておられます。トラクター、田植え機及びコンバイン等を所有し、農作業に従事しておられます。譲受人曰く当該地取得後も、普通に水田として耕作するため、周辺の農地の利用上に影響を及ぼすことはないし、農薬等も防除基準にきちんと従っているということです。よって、譲受人は、耕作放棄地の恐れもなく、申請地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も問題ないと思料いたします。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号58番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号59番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号59番につきましては、気高町八東水地内の畑1筆、合計333㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積 40 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 2 , 424 アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

中村委員 3月1日に担当推進委員と現地確認を行いました。現地は、現在、畑として利用されて おりまして、譲受人も使用人を含めまして、大規模な水田と野菜を作っておられます。(申 請地を) 購入後も引き続き畑として、野菜を作るということであります。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号59番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

|議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 | 続きまして整理番号60番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号60番につきましては、河原町山手地内の田1筆、1,556㎡を贈与により 所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積 5 0 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 7 8 アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

岩 永 委 員 譲渡人は、先ほどの整理番号 5 6 番と同じでして、これまで耕作されておられましたが、 もう作れないということで、同じ集落内で探しておられ、この度、(譲受人が) 買われて耕 作されるということでございまして、チェックシートの方も問題もなく、各機械の方もみ んな揃っておりまして支障はありません。譲受人は高齢ですが、家族 3 人で息子さんも一

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号60番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事 務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第70号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

緒に耕作されておられますので、問題ないと思います。

整理番号16番につきましては、墓地を転用目的とするものです。

申請地は、双六原地内の田1筆、898㎡のうち36㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

福田淳委員 3月2日、担当推進委員及び申請人と現地確認しました。現在の墓地は山の上の方にあ

り、下におろして管理したいというもので、周辺はすべて自己所有地となっております。 隣接の方の同意も得られておりますし、チェックシートに従って何ら問題はございません。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はあり ませんので、転用することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号16番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号17番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号17番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

申請地は、賀露町西一丁目地内の畑1筆、428㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。

供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 3月3日、担当推進委員と現地確認しました。申請人は現在、賀露町とは別の場所に住 んでおりますが、近くに住む叔父や叔母の世話をしたいというもので、自己所有地に住宅 を建築したいというものです。隣接耕作者の同意や改良区の意見書もありますし、チェッ クシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に

します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号17番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局 の説明を求めます。

事 務 局 議案第71号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

整理番号49番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

申請地は、倭文地内の田2筆、206㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

建部委員

3月1日に、担当推進委員及び事務局と現地確認しました。貸人と借人は親子関係で農家の後継ぎとして、住宅を建築するというものです。隣接耕作者の同意が得られておりますし、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号49番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号50番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号50番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

申請地は、気高町土居地内の田1筆、304㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

柳田委員

3月3日に、担当推進委員及び事務局、譲渡人と現地確認しました。申請地は、三方が宅地になっており、もう一方が道路になっております。住宅を建築するというもので、近隣耕作者の同意も得られておりますし、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号50番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号51番を審議します。事務局の説明を求めます。

|事 務 局| 整理番号51番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

申請地は、良田地内の田2筆、354㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産 力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適

当であると判断します。以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

福田淳委員

2月28日に、担当推進委員及び譲渡人と譲受人、建設業者と現地確認しました。譲渡人と譲受人は兄と妹という関係です。申請地は草刈管理している農地に、住宅を建築するというものです。他法令も問題なく、チェックシートに従って何ら問題はございません。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号51番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号52番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号52番につきましては、きのこ栽培施設建築、農業用資材置場を転用目的とするものです。

申請地は、佐治町古市地内の田3筆、6,781㎡のうち2,918.44㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、農業用施設等になります。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

安東委員

3月5日に、担当推進委員及び譲渡人3名、譲受人2名と現地確認しました。基盤整備未整備地で、遊休農地の状態ですが、転用しない部分は譲受人が管理するということです。また、申請地内に赤線がありますが、場内道路として利用可能で、鳥取市との調整済みであります。隣接耕作者や水利組合の同意も得られておりますし、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号52番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第72号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第72号非農地証明について説明します。整理番号163番は整理番号164番と 関連していますので一括して説明します。

整理番号163番の申請地は、白兎地内の田1筆、794㎡です。申請事由は、人為的

潰廃地で転用の事実行為から長期間経過しているというものです。

整理番号164番の申請地は、白兎地内の田1筆、284㎡です。申請事由は、人為的 潰廃地で転用の事実行為から長期間経過しているというものです。

以上で説明を終わります。

|議 長| では、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員

3月3日に担当推進委員、湖東地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地周辺での県営ほ場整備事業は平成12年頃から計画が進められ、申請地では当時から耕作されておらず、申請地の現況は、農業用残土置場として利用されるなど雑種地となっておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号163番および164番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号165番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号165番の申請地は、伏野地内の畑1筆、85㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員

3月3日に担当推進委員、湖東地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地は国道と県道の交差点付近に位置し、以前に車庫が建築されておりましたが、申請地の現況は、車庫は取り壊されておりますが、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号165番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号166番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号166番の申請地は、河原町本鹿地内の田2筆、畑15筆、合計8,454㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。

|議 長| では、担当農業委員の報告をお願いします。

田渕委員

3月4日に申請関係者、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請人は河原町本鹿在住ではないため、20年以上耕作しておらず、申請地の一部では以前に豚舎敷地として利用されておりましたが、申請地の現況は、豚舎は取り壊されており、雑木等が繁茂し山林原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議

長

では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号166番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号167番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号167番の申請地は、青谷町桑原地内の田1筆、畑4筆、合計923㎡です。 申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

石谷委員

3月4日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地周辺も含めて雑木等が繁茂し山林原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長

では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号167番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号168番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号168番の申請地は、湖山町西二丁目地内の畑2筆、合計1,038㎡です。 申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。

議

では、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員

3月3日に担当推進委員、湖東地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地周辺は以前に住宅団地として造成された区域で、申請地は宅地および公衆用道路に囲まれており、申請人の先代の頃からも耕作しておらず、申請地の現況は、一部は町内会のゴミ置場として利用されるなど、雑草等が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 :

では、質疑・意見はございませんか。

| 依藤委員| 市街化調整区域であっても、区画整理されたような住宅団地は市街化区域に編入するなど整理し直す必要があると考えます。

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号168番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号169番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号169番の申請地は、佐治町大井地内の畑1筆、224㎡です。申請事由は、 長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。

議長では、担当農業委員の報告をお願いします。

福安委員 3月5日に申請関係者、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は昭和50年頃に住宅団地として造成された際は村路として利用されていた土地であり、申請地の現況は、雑草等が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号169番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号170番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号170番の申請地は、河原町水根地内の田1筆、78㎡です。申請事由は、人 為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

猪口委員 3月11日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は本宅に隣接しており、申請地の現況は、農機具庫が建築され、宅地として使用されておりました。人為的 潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、周辺農地に支障はなく、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号170番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号171番を審議します。事務局の説明を求めます。 事務局 整理番号171番の申請地は、気高町奥沢見地内の畑1筆、284㎡です。申請事由は、 長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

以上で説明を終わります。

議長では、担当農業委員の報告をお願いします。

柳田委員

3月3日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地では約40年前から 耕作しておらず、申請地の現況は、申請地周辺も含めて雑木・竹が繁茂し山林化しており ました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、 承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号171番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号172番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号172番の申請地は、鹿野町鹿野地内の畑1筆、99㎡です。申請事由は、人 為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。

|議 長| では、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川 委員 担当推進委員は体調不良だったため、3月5日に事務局と現地確認しました。申請地は 昔の城下町に位置する間口の狭い土地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、周辺農地に支障はなく、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号172番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号173番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号173番の申請地は、国府町中郷地内の田1筆、186㎡です。申請事由は、 人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

蔵内委員 3月5日に申請関係者、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況 は、自家用車2台の駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事 実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該 当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議		長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議		長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号173番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議		長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号174番を審議します。事務局の説明を求めます。
事	務	局	整理番号174番の申請地は、湖山町北六丁目地内の畑1筆、235㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議		長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
JII	上委	員	3月3日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議		長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議		長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号174番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議		長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号175番を審議します。事務局の説明を求めます。
事	務	局	整理番号175番の申請地は、中砂見地内の田4筆、畑3筆、合計4,109㎡です。 申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議		長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
建	部 委	員	3月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は以前に野菜畑として利用されていましたが、申請地の現況は、雑木・竹が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議		長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議		長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号175番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議		長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号176番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号176番の申請地は、青谷町青谷地内の田1筆、465㎡です。申請事由は、 人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。

議 長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

竹森委員

3月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は地盤が緩かったために埋め立てられた土地で、申請地周辺は宅地化が進んでおり、申請地の現況は、駐車場として利用されておりました。申請人に聞き取りしたところ、今後も申請地周辺に居住する方の駐車場として利用予定とのことでした。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議

では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号176番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号177番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号177番の申請地は、青谷町青谷地内の畑2筆、合計13.21㎡です。申請 事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

以上で説明を終わります。

議 長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

竹森委員

3月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地周辺は墓地化が進んでおり、申請地の現況は、原野化しておりました。申請代理人に聞き取りしたところ、申請人は昭和44年に相続したが、申請人の母親が亡くなられて以降は耕作放棄していたとのことでした。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議

では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号177番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では、議案第73号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事 務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第73号鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について説明します。 編入の協議番号国府1、協議番号国府2は、関連していますので一括して説明します。 こちらにつきましては、農業振興地域内農用地区域へ編入する土地について、鳥取市長から意見を求められています。

土地の所在は、協議番号国府1は、国府町高岡地内で田2筆、3,255㎡です。協議番号国府2は、国府町高岡地内で田2筆、1,161㎡を編入するものです。編入の理由

は、中山間直接支払の協定農地に位置付け、国府町高岡集落の守るべき農地として維持管理していくこととしたためです。

以上で説明を終わります。

議長では、担当農業委員の報告をお願いします。

福田克委員

申請地は、水田として作付けされており、今後も変わりなく作付けをしていくもので、編入目的は妥当であり、編入することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

編入の協議番号国府1、協議番号国府2について、原案のとおり決定することにご異議 ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして、除外の協議番号鳥取1を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 除外の協議番号鳥取1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。

土地の所在は、叶地内で田1筆、1, 169㎡のうち400㎡を除外するものです。除外の理由は、住居を設置するためです。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

河 毛 委 員 3月6日、担当推進委員及び土地所有者、関係者と現地確認しました。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

除外の協議番号鳥取1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして、除外の協議番号鳥取2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 除外の協議番号鳥取2につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。

土地の所在は、賀露町南五丁目地内で畑6筆、合計9,810.11㎡のうち490.09㎡を除外するものです。除外の理由は、市道拡幅するためです。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 3月3日に担当推進委員と現地確認しました。申請地周辺にて開発行為を行う予定であり、道路の拡幅が必須となっております。東側は市街化区域、西側は市街化調整区域であります。周辺耕作者の反対もなく、除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。

議 では、質疑・意見はございませんか。 長 (質疑・意見なし) 議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 除外の協議番号鳥取2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 議 続きまして、除外の協議番号河原1を審議します。事務局の説明を求めます。 事 務 局 除外の協議番号河原1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地に ついて、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、河原町北村地内で田1筆、1,216㎡のうち38.35㎡を除外する ものです。除外の理由は、墓地を設置するためです。 以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 議 長 田渕委員 3月3日に担当推進委員および申請者と現地確認しました。協議地は未整備田で、現在 は休耕地となっており、除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外 することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 議 長 (質疑・意見なし) 議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 除外の協議番号河原1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 議 長 続きまして除外の協議番号河原2を審議します。事務局の説明を求めます。 除外の協議番号河原2につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地に 事 務 局 ついて、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、河原町長瀬地内で田1筆、1,786㎡のうち94.73㎡を除外する ものです。除外の理由は、宅地造成するためです。 以上で説明を終わります。 議 では、担当農業委員の報告をお願いします。 岩永委員 協議地は、ほ場整備されていない耕作しにくい部分で、以前に許可された隣接地と同一 事業に供するもので、周辺耕作者の同意もあります。除外目的は妥当であり、周辺農地に 影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 議 長 (質疑・意見なし) 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議

除外の協議番号河原2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

長

議

続きまして除外の協議番号河原3を審議します。事務局の説明を求めます。

# 事 務 局

除外の協議番号河原3につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。

土地の所在は、河原町西円通寺地内で田4筆、4,895㎡を除外するものです。除外の理由は、資材置場を設置するためです。

以上で説明を終わります。

議 長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員

担当推進委員と現地確認しました。協議地は鳥取南インターに近く、布袋工業団地の中にあります。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。

議 長

では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

除外の協議番号河原3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

依藤委員

農業振興地域整備の変更と農地法の4条、5条と同じような内容だと思うが、どうして、 申請のやり方が違うのか。

事 務 局

農業振興地域での転用は出来ませんので、まず、最初に農業振興地域からの除外の手続きをしていただくことになります。そこで、なぜ除外しないといけないのか、農政企画課の方で審査された結果、農業委員会として転用見込があるのか等、他の担当課にも照会した後に意見を求められるというものです。そこで意見がなかったら農業振興地域から除外となり、4条、5条の転用の申請が可能になるという流れになっております。

議

長 では、議案第74号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第74号農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の決定について説明します。「別紙」をご覧ください。農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、2015年の農林業センサスの結果に基づきまして、別段面積を再度設定させていただいております。昨年同様の数値で変更点はございません。また、農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、空き家バンクに登録してある家屋に付随する農地の取得については1アールで取得できるというものですが、この1年間に相談はありましたが、農地の登録がなかったので変更なしにしております。以上です。

議

では、質疑・意見はございませんか。 依藤委員どうぞ。

依藤委員

下限面積の件ですが、今、鳥取市が例えば担い手だとかいろんな育成をしている訳で、そういう方が下限面積以内で農業を行いたいという場合はですね、どういう形でこの下限面積をクリアできるのかもう少し仕組みを知りたいと思います。例えば若い人が30アールしか(耕作)できない。今はですよ。だけど、担い手として農業をしたいその場合、鳥取市では5反以上(50アール)になりますよね。そういう場合の法律的に、どういう形でクリアしてあげるのかその辺の仕組みを教えてもらいたいと思います。

- 事務局 下限面積につきましては、農林業センサスの結果に基づいて行っておりまして、管内の 農家数の4割を著しく上回らないと、下限面積を引き下げることが出来ません。今回の事例であった30アールということであれば、下限面積の50アールを上回るためにその他の農地を借りていただいて50アールを上回るような形でお願いしています。
- 事 務 局 ちょっとだけ、訂正させてください。担い手が農地を取得したいと空き家に付随する農地1アール。これの本来の、農地法施行規則第17条第2項の規定というのが、担い手農家に対しての特例措置という形で作ることが可能です。本来は5反必要だというような所でも、 例えば1反で、認定新規就農者の承認を得られた方が、購入されるということであれば、そこの地番だけの特例をということが可能なのですけども、実際には新規就農される方は、まずは利用権設定を貸借の方でやっていただく。そういうことである程度力を付けていただきながら、ということで考えておりますし、実際に農業を始めて、農地を購入ということでの相談は、実際はないのが現状です。新規就農の方に対して 農業委員会を通して 出来ないことはないのですけど、実際にはこれまでそんなことはなかった。 もし、そういう相談がありましたら、事務局の方へ伝えていただけたらと思います。
- 議 長 農地法の3条ではなくて、基盤法の利用権設定で農地を貸借する方法で進めてあげれば、 あまり問題ないのかと思いますが、どうですか。
- 事務局 一般的には、そういう形で説明しておりますので、それが良いと思いますが、その他にも空き家バンクに登録してある空き家と農地を1アール以上で取得する形で、農地法3条の申請を出していただき、総会で認められればそういった形で対応できる場合もあります。
- 議 長 岩永委員どうぞ。
- 岩 永 委 員 農地が流動化するためには、いろいろ規制があってなかなか難しい所なのですが、農地を手放したというのが、昨今、多いわけでございまして、その中で、農業するといっても、農業で飯を食うのでは無しに、地元の人が荒らしておくわけにはいかないし、誰も作らない、手放したい、ましてや、県外に移住されて、もう地主が地元にもいない、こういう時の農地をなんとかそこの地域で維持していくためには、地元の人が農地を買っていく、今日の案件にもありましたけども、もしもそういう方がおられた時にこの下限面積が高いと、やはりちょっとハードルが高くなってくると思いますので、地域の実情にあった、例えば河原地域は50アールとなっておりますけど、中山間地や山間地と同じ50アールになっております。山の方で50アールは高いし、その反面、こんな所が30アールと思うような曳田、佐貫が30アールになっておりますし、その辺で齟齬が出ていると思いますし、ここは見直しをしていった方が良いと思います。以上です。
- 議 長 そうですね。農地維持のことを考えると、やはり、そういった見直しをすることも必要になってくるのではと私もそう思っております。この下限面積なのですけども、営農を行う上で、ある程度収益が見込める面積が基本というイメージがあって、多分、下限面積が設定されている所もあって、今後、また、話し合いができる機会があればと思います。
- 事 務 局 先程、説明をさせてもらったのですけど、センサスの数字が、2020年の数字がまだ 出てなくて、基本的には集落単位の農地面積なり、そういったものを加味して、下限面積 未満の耕作している農家数の4割を著しく上回るようなものでないと、そういったものを 加味しながら見直しをしていきたいと思っておりますので、ちょっと今、速報値までは出ていますけど、集落単位の面積までは出ていないという状況なので。それが出しだいお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議長異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では、議案第75号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第75号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。

鳥取市長から、令和3年3月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権を設定しようとするものが、新規102件、更新136件、合計238件で、面積は、田688, 012 ㎡、畑30, 567 ㎡、その他19, 749 ㎡、合計738, 328 ㎡です。

権利種別の内訳は、賃借権139件、使用貸借による権利99件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は 見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では、議案第76号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第76号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。

鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した 農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。

今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田281,877㎡、畑27,073㎡、その他6,277㎡。権利種別の内訳は、賃借権149件、使用貸借による権利37件となっています。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議長しては、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

#### 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4)公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地の形状変更届出書の受理について
- (7)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

#### 議

長 その他

その他報告事項に移ります。

本日は、「鳥取農業振興地整備計画」の見直しのスケジュールについて、農政企画課より 担当の職員が説明員として来てくれています。よろしくお願いします。

### 農政企画課説明員

鳥取市では、農業振興地域の整備に関する法律、第8条第1項の規定に基づき、昭和48年度に鳥取農業振興地域整備計画を策定し、随時見直しを行っています。農振計画は、本市の農用地利用計画等を定めたものであり、特に、将来にわたって保全していくべき農用地を農用地区域に指定することで、農用地の確保に努めています。なお、農用地区域内にある農用地を「農振農用地」と言います。

見直しの必要性についてですが、農振法第12条の2の規定により、おおむね5年ごとに農振計画に関する基礎調査を行うものとされており、同法第13条の規定により、基礎調査の結果に基づき農振計画の変更を行うこととされています。なお、基礎調査の結果に基づく農振計画の変更を「全体見直し」とい言います。

前回の基礎調査の実施が平成27年度であり、5か年が経過していることから、本年度に 基礎調査を実施し、その結果に基づき、全体見直しを行う予定としています。

今回の基礎調査及び全体見直しにおいて、実施を予定している(見込まれる)主な作業はお手元の資料のとおりとなります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方にお願いするのは、編入・除外対象農用地に係る説明会の開催、また、意見照会になりますが各農事実行組合長の方にも説明会への参加、意見照会を行うことになります。

全体のスケジュールは2枚目のスケジュール表のとおりですのでご確認ください。

# 事 務 局

農業委員会事務局から少し付け加えさせていただきます。

農業振興地域からの除外の手続きの話になります。これに伴う転用は先ほどのスケジュールのとおり、1年間受付できませんので、その期間に関して、農振農用地の除外ができないということになればそこでの農地転用も原則、受付できないということになりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

#### 議長

次に「鳥取市農地の賃借料情報」についてお願いします。

それでは、お手もとの「鳥取市農地の賃借料情報」をご覧ください。

令和2年1月から12月までに締結された賃貸借の10a当たりの平均額、最高額、最低額を鳥取地域、東部地域、南部地域、西部地域に分けて集計したものになります。総会用に昨年度分と2段標記にしていますが、昨年より額が低くなっています。また、使用貸借の件数に関しても全地域で増加しています。

以上です。

# 柳田委員

額が安くなっている理由は何か聞いていますか。

# 事 務 局

個別具体の理由は分かりませんが、使用貸借の件数も市内全域で増えていますので、需要と供給の問題ではないかと考えています。

# 岩永委員

私も農地を借りていますが更新するたびに賃料は下がっています。高い賃料を払いながら耕作するのは割に合わないと感じています。私の地域でも使用貸借の農地が増えていますしこのような状態で何とか農地が維持されていると感じています。以上です。

# 議長

それでは、人・農地プランに関して、石谷委員が話し合いに参加されていますので報告 をお願いします。

# 石谷委員

それでは、石谷が報告します。

3月7日桑原公民館にて話し合いが行われました。

農業委員の私 推進委員の伊藤が参加しました。

桑原集落は青谷町にある日置・勝部の2つの谷の勝部側の1番奥にある集落です。集落の先には鉢伏山があり、そこを越えると湯梨浜町東郷地区に出ます。桑原集落は深い谷にあるため、田はどれも小さいです。中には石垣で積み上げられた棚田があったり、田よりも広い畦「畦畔」のところがあったりします。灌漑についても、場所によっては2キロ以上離れた川から水を引いて来るというように、耕作条件の非常に悪い場所にあります。

当日は、上山さんから「実質化された人農地プラン」の説明がありました。JA いなば青谷支店管内でプランに取り組んでいるのは、今のところ桑原集落のみです。他には青谷町と鹿野町に跨がる五本松農業団地も取り組み中です。

次に、この会が行われた経緯について説明します。この集落で籾摺り機、計量機を「中山間地域を守る水田農業支援事業」で導入しており、その条件として、「実質化された人農地プラン」を作ることが義務付けられていました。その作成期限が迫っており、プランを完成させることが急がれていました。そこで、以前とったアンケート結果をもとに、話し合いを持つことになりました。

集落の37軒のうち、アンケートに答えたのは24軒、当日の話し合いに参加したのは20軒でした。アンケート結果は次のようになりました。

複数回答ですが、今後の経営について規模拡大するが 0 戸 現状維持が 14 戸 農地を貸し出し、規模縮小が 6 戸 農業をやめるまたはできなくなるが 3 戸でした。

規模縮小や農業をやめる理由については、高齢、後継者がいない、獣害被害、草刈りが辛い、儲からないなどでした。営農組織の必要性については、必要が10戸 不必要が4戸わからないが10戸でした。必要と答えた10戸の内、営農組織への参加は、するが6戸 しないが4戸でした。

その後の意見交換では、営農コストや農業収入、過疎化、害獣対策などについて 話し合われました。ここで出た意見を持ち帰り、改めてプランを練った上で再度会合を 持つことになりました。

この会に参加したことで、取り巻く環境が厳しい中でも、集落の皆さんの「田畑を守る」 という強い意志を感じることができました。

私からの報告は以上になります。

### 議長

ありがとうございました。

皆さんの地域で状況が様々だと思いますが、皆さんの地域でもアンケートをとってみて分かることがあると思います。回を重ねて話し合いを徹底的にするということが大切だと思います。会の開催が目的ではなく何か成果を得られるような会を開催しないと次に参加してもらえるモチベーションが無くなってしましますので、スキルを身につけて参加していただくのが農業委員、農地利用最適化推進委員に皆さんですので今後ともよろしくお願いします。

# 議 長

以上で令和2年第12回総会を終了します。

閉会 午後4時30分